

コンドミニアム購入方法



《単独名義》

- ・ パスポートの顔写真ページ
※撮影の際は光が入って反射しないようにご注意ください
- ・ 名義人さまの氏名と住所が確認できる公共料金の請求書もしくは住民票の画像（6ヶ月以内のもの）

《夫婦両名義》

- ・ 旦那様と奥様パスポートの顔写真ページ
※撮影の際は光が入って反射しないようにご注意ください
- ・ 婚姻関係を確認するための戸籍謄本（6ヶ月以内のもの）
- ・ 主要名義人さまの氏名と住所が確認できる公共料金の請求書もしくは住民票の画像（6ヶ月以内のもの）

《法人名義》

- ・ 代表者さまと緊急連絡人のパスポートの顔写真ページ
※撮影の際は光が入って反射しないようにご注意ください
- ・ 定款と登記簿謄本（英訳されたもの）
- ・ 代表者さまの氏名と住所が確認できる公共料金の請求書もしくは住民票の画像（6ヶ月以内のもの）

法人契約の場合の注意事項：

定款に代表者と同じ苗字の方の名前がある場合は、
その方のパスポートをDMCI Homesから要求される場合がありますので
事前にPhi Homesにお送り下さい。

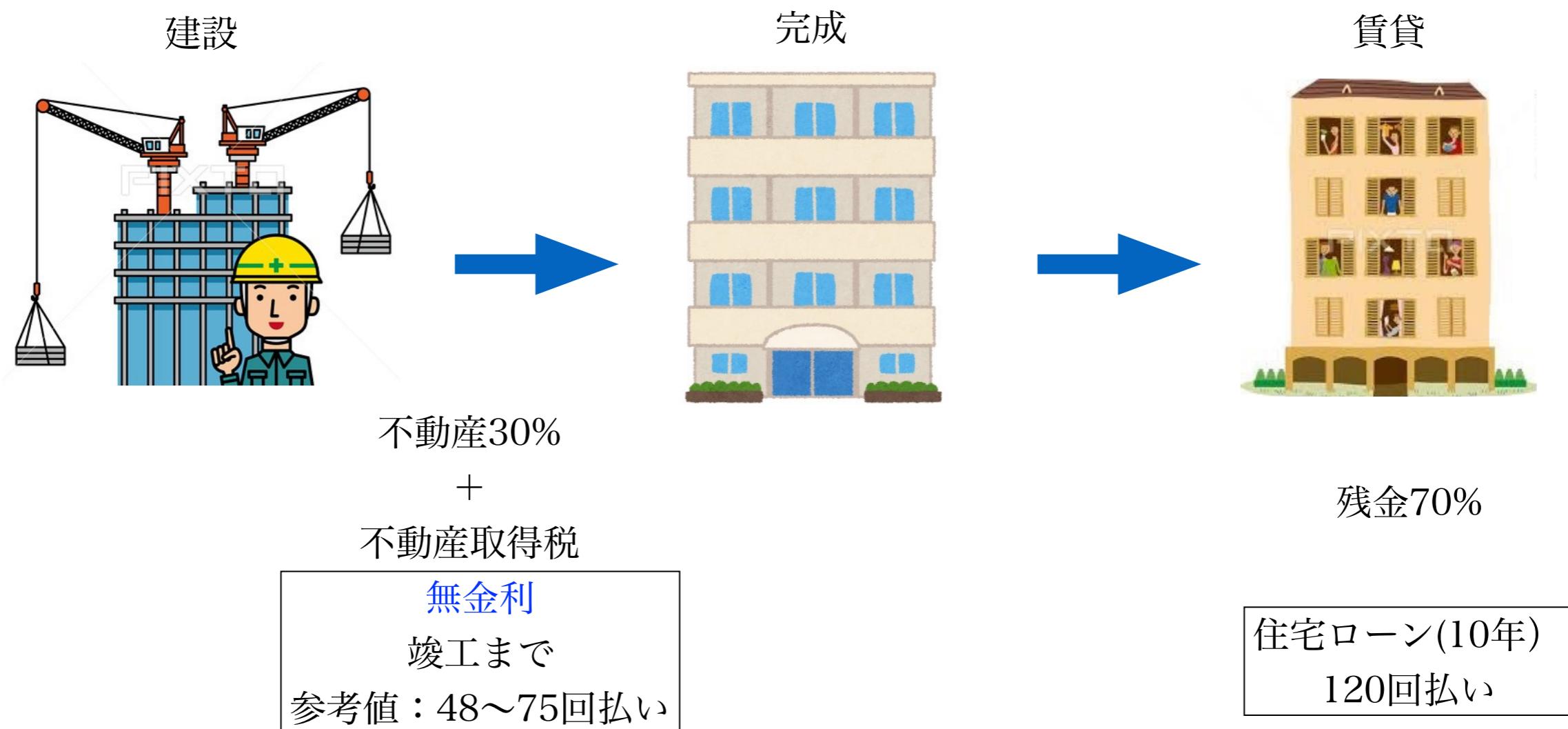
- ・ 抽選会
- ・ 仕入れ販売
- ・ 転売案件

分割支払い



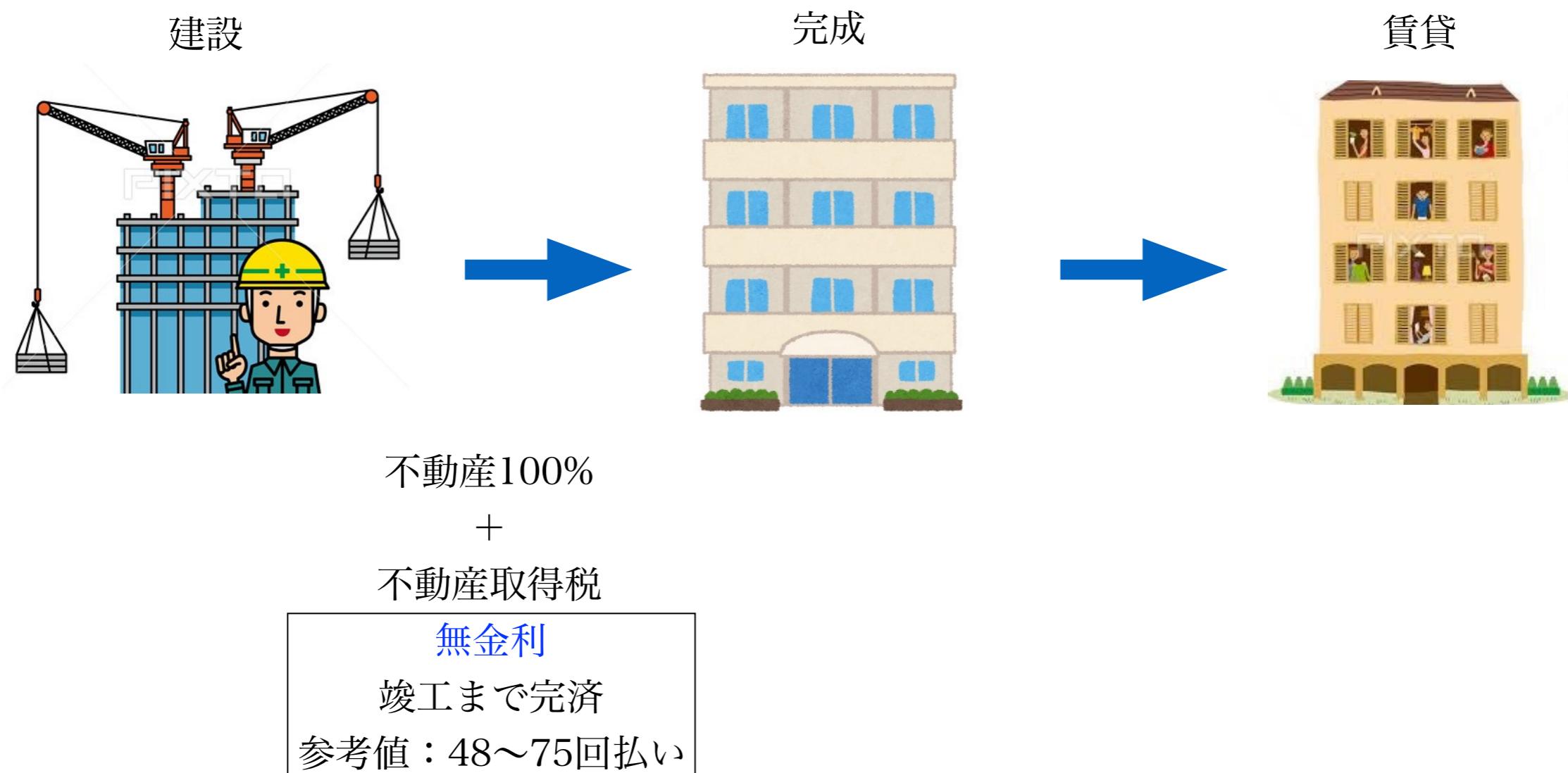
※不動産お申込み時に満65歳以上のお客さまは、不動産の全額を一括にて支払う必要がございます

◆一般的な方法：手出しが少ないパターン(約2%割引)



※竣工前必要最低支払い割合と割引率は隨時変わる可能性がございます。

◆特殊な方法：購入価格約7%割引されるパターン



※割引率は隨時変わる可能性がございます。

◆ノンリコースローン制度



月々の支払いが出来なくなったり、不動産を手放すことにより、それ以降の返済義務や負債が免除されるフィリピンの制度です。

ただし、その時点まで支払ってきた資金は一切返金されません。

※2年以上支払いの場合は異なります。

◆"MACEDA LAW"



マセダ法は分割払いで不動産の購入者を保護する公共政策です。2年以上の支払いが行われた後、支払いが不履行になったものにのみ適用され、購入者に返金する権利を与えるものとなります。

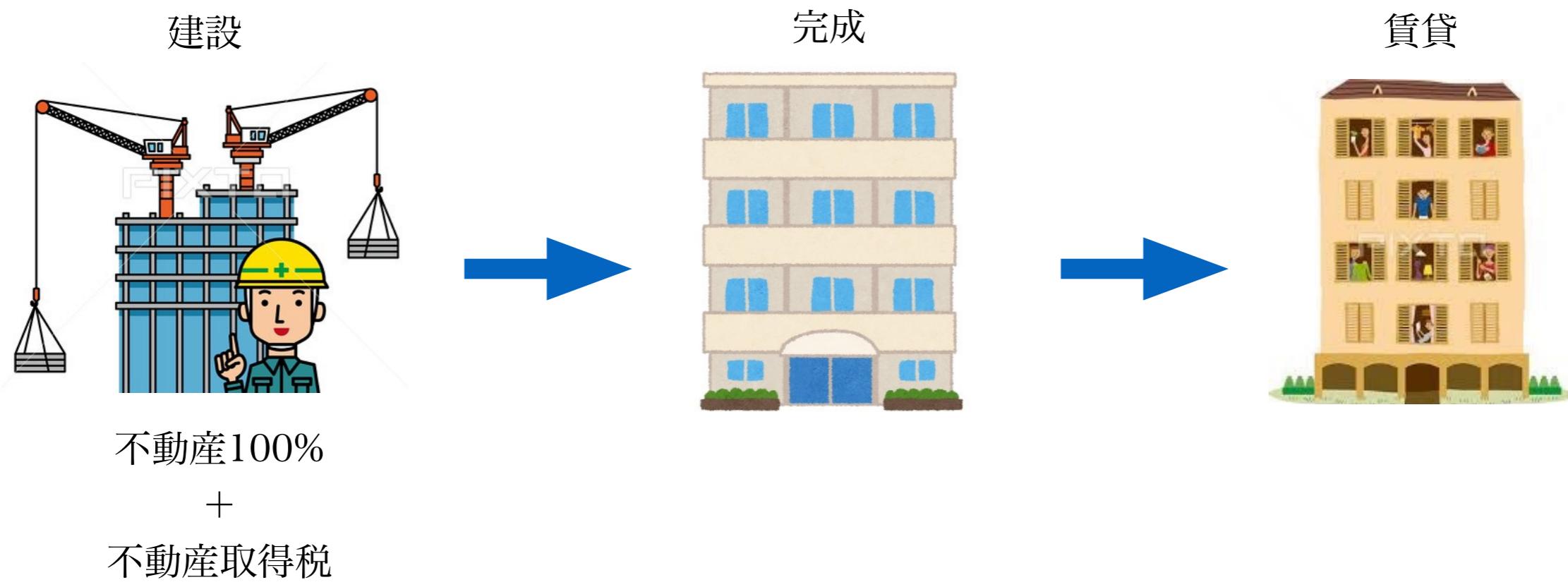
返金割合は凡そ支払った金額の半分となります。

一括支払い



※不動産お申込み時に満65歳以上のお客さまは、不動産の全額を一括にて支払う必要があります

◆一括支払い：購入価格最大約12.5%割引



申し込み後1ヶ月以内に一括払い

※割引率は隨時変わる可能性がございます。